

豊前豊後沿岸海岸保全基本計画
海岸保全施設整備基本計画書

～ひとと自然の調和を図り、

安全で美しく、いきいきした海岸へ～

平成28年3月

平成28年8月一部改訂

平成29年3月一部改訂

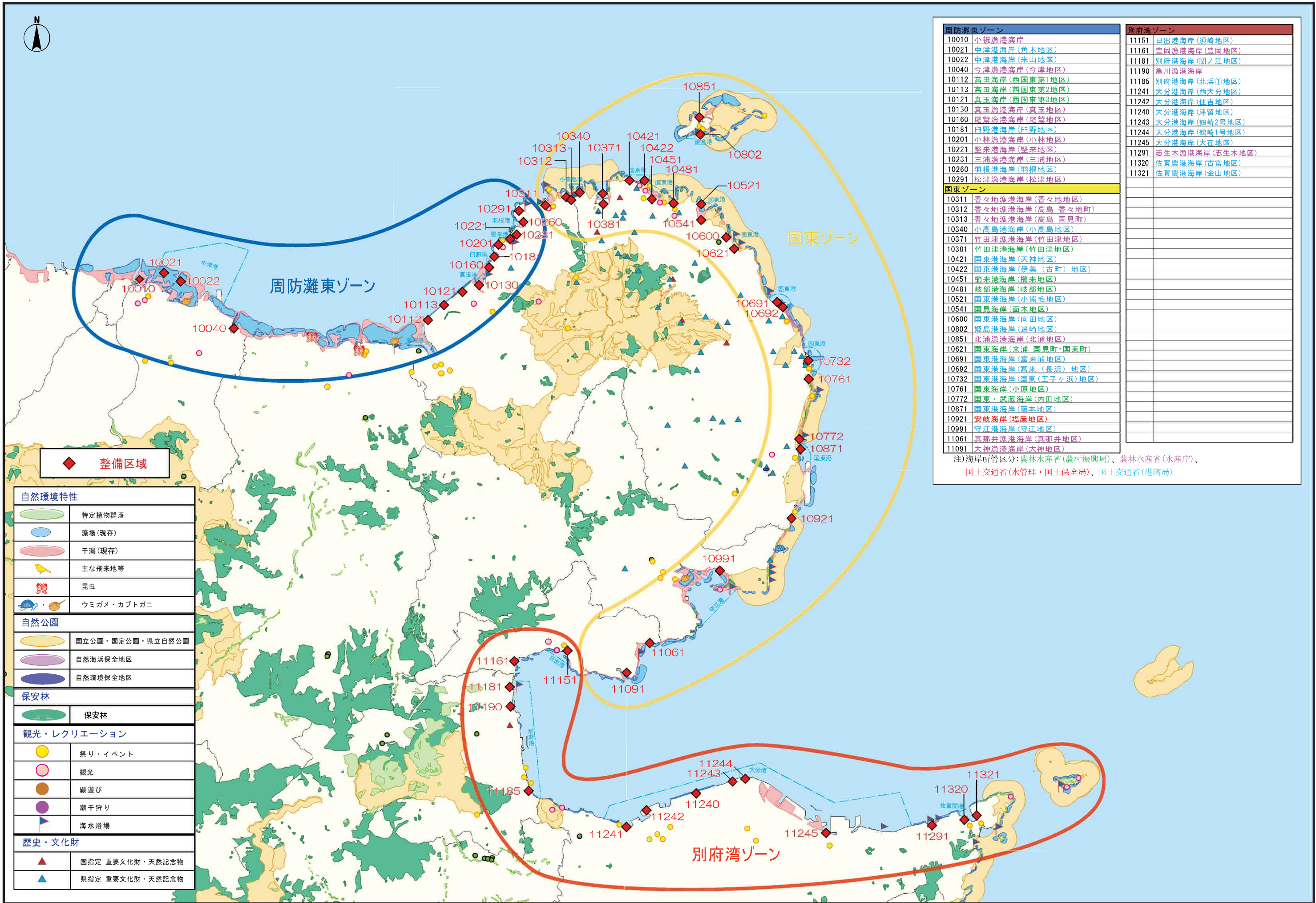
令和 3年3月一部改訂

令和 8年 月一部改訂

福岡県

大分県

※本資料は現時点版であり、今後の精査の結果で軽微な修正が加わる可能性があります。
本資料の「受益地域」とは、海岸保全施設の整備による効果が得られる範囲を指し、
ハザードマップに示す被害想定範囲とは異なります。



海岸保全施設を整備しようとする区域一覧(大分県)

海岸保全施設整備の種類、規模、配置、受益の地域及び施設整備のための検討事項（豊前豊後沿岸 1/6）

ゾーン名	区域 番号	配 置						既 設 種 類 ^(注2)	計 画 種 類 ^(注2)	受益の種類		整備の方向性	維持または修繕の方法	施 設 整 備 の た め の 検 討 事 項			
		地 区 名	地 名	既設施設規模		計画施設規模 ^(注3)				地 域	状 況			防護対策に対する 検討事項	環境面に対する 検討事項	利用面に対する 検討事項	
				延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)	延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)										気候変動の影響 による外力の 上昇量 ^(注3) (m)
周 防 灘 東	10010	小悦漁港海岸	中津市大字小悦	—		800		—	胸壁 陸開	中津市	住宅地	高潮による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	胸壁は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	鳥獣保護区	漁港背後であるため、漁業活動への影響	
	10021	中津港海岸 角木地区	中津市大字角木	1,980 6基		2,200		堤防 陸開	中津市	住宅地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背後地の家屋等の生活の安全確保を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。		
	10022	中津港海岸 米山地区	中津市大字角木	900 3基		1,400		堤防 水門 陸開	中津市	住宅地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背後地の家屋等の生活の安全確保を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。		
	10023	中津港海岸 大新田地区	中津市	2,140 1基		—		堤防 護岸 緩傾斜護岸 水門	—	中津市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10024	中津港海岸 田尻地区	中津市田尻崎	2,540		—		堤防 緩傾斜堤防	—	中津市	工業地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10031	中津海岸 今津地区	中津市昭和新田	1,160 2基		—		護岸 陸開	—	中津市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10040	今津漁港海岸 今津地区	中津市大字今津	—		100		—	護岸	中津市	住宅地 農地	津波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業活動への影響	
	10051	宇佐海岸 宇佐1号地区中津市	中津市鍋島	1,000 2基		—		護岸 水門	—	中津市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10053	宇佐海岸 宇佐1号地区宇佐市	宇佐市宮熊	1,920 2基		—		護岸 水門	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10054	宇佐海岸 宇佐2号地区	宇佐市下高家	3,110 7基		—		護岸 消波堤 水門	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10055	宇佐海岸 宇佐3号地区	宇佐市乙女新田	2,240 1基	+4.50 ～	—	+3.00 ～	0.41	護岸 水門	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10056	宇佐海岸 宇佐4号地区	宇佐市高砂新田	2,240 4基	+10.50	—	+6.00		護岸 水門	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10057	宇佐海岸 宇佐5号地区	宇佐市長洲	1,630 1基		—			護岸 水門	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10058	宇佐海岸 宇佐6号地区	宇佐市岩保新田	310		—			護岸	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10070	高津漁港海岸	宇佐市下高家	350		—			堤防	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10081	長洲漁港海岸 宇佐地区	宇佐市神子山新田駅館川左岸 宇佐市長洲駅館川右岸	230		—			堤防	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10090	和間漁港海岸	宇佐市岩保新田	470		—			堤防	—	宇佐市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10101	高田港海岸 久兵衛地区	宇佐市大字久兵衛新田	3,020		—			堤防 護岸 突堤 陸開	—	宇佐市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10102	高田港海岸 呉崎地区	豊後高田市呉崎	820 1基		—			堤防 突堤 陸開	—	豊後高田市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10111	高田海岸 水崎地区	豊後高田市水崎新田	3,610 6基		—			堤防 樋門 排水機場	—	豊後高田市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・排水機場は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10052	宇佐海岸 高田地区	豊後高田市高田	1,790 4基		—			護岸 陸開	—	豊後高田市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10112	高田海岸 西国東第1地区	豊後高田市大字呉崎字新開 3180番地先 豊後高田市大字呉崎字東桂 3348番地先	3,560 3基		3,600			堤防 樋門 排水機場	消波堤	豊後高田市	農地 住宅地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・排水機場は、護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注2) 計画施設規模は代表堤防高を基準とし、整備にあたっては施設の供用期間における気候変動の影響を踏まえ、施設ごとに個別に決定する。
注3) 2100年時点における2℃上昇シナリオを前提とした、計画外力の平均的な値。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置、受益の地域及び施設整備のための検討事項（豊前豊後沿岸 2/6）

ゾーン名	区域 番号	配 置						既 設 種 類 ^(注2)	計 画 種 類 ^(注2)	受益の種類		整備の方向性	維持または修繕の方法	施 設 整 備 の た め の 検 討 事 項			
		地 区 名	地 名	既設施設規模		計画施設規模 ^(注3)				地 域	状 況			防護対策に対する 検討事項	環境面に対する 検討事項	利用面に対する 検討事項	
				延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)	延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)										気候変動の影響 による外力の 上昇量 ^(注3) (m)
周 防 灘 東	10113	高田海岸 西国東第2地区	豊後高田市人宇呉崎字日真 2218の3番地先 豊後高田市大字草地字塩浜 7060の2番地先	5,450 13基		5,450		堤防 樋門 排水機場	消波堤	豊後高田市	農地 住宅地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背 後農地の生産機能維持を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補 充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・排水機場は、 護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	
	10121	真玉海岸 西国東第3地区	豊後高田市西真玉字新田与 八郎86の2番地先 真玉町西真玉字浜真玉新田 2004番地先	5,500 5基		5,500		堤防 樋門 排水機場	消波堤	豊後高田市	農地 住宅地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背 後農地の生産機能維持を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補 充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・排水機場は、 護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	
	10130	真玉漁港海岸 真玉地区	豊後高田市大字中真玉	—		350		—	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10141	真玉海岸 白野地区	豊後高田市白野	1,090 1基		—		護岸 水門	—	豊後高田市	住宅地 国道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	—	—	—	
	10160	尾鷲漁港海岸 尾鷲地区	豊後高田市大字中真玉	—		50		—	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10181	白野港海岸 白野地区	豊後高田市大字白野	1,060 8基	+4.50 ～	(4基)	+3.00 ～	堤防 護岸 突堤 樋門 陸開	陸開	豊後高田市	住宅地 農地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背 後農地の生産機能維持を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充 等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損 傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用 への影響	
	10201	小林漁港海岸 小林地区	豊後高田市大字堅来	180 1基	+10.50	100	+6.00	護岸 陸開	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10221	堅来港海岸 堅来地区	豊後高田市大字堅来	1,300 6基		(4基)		堤防 護岸 突堤 陸開	陸開	豊後高田市	住宅地 農地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背 後農地の生産機能維持を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充 等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用 への影響	
	10231	三浦漁港海岸 三浦地区	豊後高田市大字堅来	90		500		護岸	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10251	香々地海岸 羽根(丸山)地区	豊後高田市羽根	150		—		護岸	—	豊後高田市	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10260	羽根港海岸 羽根地区	豊後高田市大字羽根	—		650		—	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用 への影響	
	10271	羽根海岸 西蔵地区	豊後高田市羽根	270		—		護岸 離岸堤	—	豊後高田市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補 充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10272	羽根海岸 中塚地区	豊後高田市羽根	140 1基		—		護岸 陸開	—	豊後高田市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	—	—	—	
	10291	松津漁港海岸 松津地区	豊後高田市大字羽根	—		300		—	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
国 東	10252	香々地海岸 尾崎地区	豊後高田市香々地新波止	1,370		—		護岸 堤防 突堤 離岸堤 消波堤 人工海浜	—	豊後高田市	レクリエー ション施設 海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤・消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じ てブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10311	香々地漁港海岸 香々地地区	豊後高田市大字香々地	2,370 10基		650		堤防 護岸 突堤 樋門 陸開	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充 等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10253	香々地海岸 波戸地区	豊後高田市見目	1,170	+1.00 ～	—	+2.00 ～	護岸 突堤 離岸堤 養浜	—	豊後高田市	レクリエー ション施設 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10312	香々地漁港海岸 高島地区香々地町	豊後高田市大字香々地	—	+8.50	450	+5.50	—	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10313	香々地漁港海岸 高島地区国見町	国東市国見町大字竹田津	—		350		—	護岸	豊後高田市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10340	小高島港海岸 小高島地区	国東市国見町大字竹田津	—		150		—	護岸	国東市	農地	津波による浸水被害を防止し、背後農地 の生産機能維持を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用 への影響	
	10371	竹田津漁港海岸 竹田津地区	国東市国見町大字竹田津	2,720 2基		600		堤防 護岸 突堤 水門 陸開	護岸	国東市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後農地 の生産機能維持を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充 等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	10381	竹田津港海岸 竹田津地区	国東市国見町大字鬼龍字清 水2の1778番地先 国見町大字瀬海北迫2050の 2番地先	3,630 6基		1,900		堤防 樋門 排水機場	護岸	国東市	農地 国道	津波による浸水被害を防止し、背後農地 の生産機能維持を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・排水機場は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	

注1）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

注2）計画施設規模は代表堤防高を基準とし、整備にあたっては施設の供用期間における気候変動の影響を踏まえ、施設ごとに個別に決定する。

注3）2100年時点における2℃上昇シナリオを前提とした、計画外力の平均的な値。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置、受益の地域及び施設整備のための検討事項（豊前豊後沿岸 3/6）

ゾーン名	区域 番号	配 置							既 設 種 類 ^(注2)	計 画 種 類 ^(注2)	受益の種類		整備の方向性	維持または修繕の方法	施 設 整 備 の た め の 検 討 事 項		
		地 区 名	地 名	既設施設規模		計画施設規模 ^(注2)					地 域	状 況			防護対策に対する 検討事項	環境面に対する 検討事項	利用面に対する 検討事項
				延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)	延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)	気候変動の影響 による外力の 上昇量 ^(注3) (m)									
国 東	10401	種田漁港海岸 種田地区	国東市国見町伊美	160 1基		—			堤防 陸間	—	国東市	農地 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10421	国東港海岸 天神地区	国東市国見町大字天神	600 6基		250			堤防 陸間	護岸	国東市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	稀少生物の保全 自然景観の保全	散策等の利用
	10422	国東港海岸 伊美（古町）地区	国東市国見町大字古町	390 5基		500			護岸 陸間	護岸	国東市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用への影響
	10441	国東港海岸 櫛来地区	国東市国見町伊美	1,760 12基		—			護岸 人工海浜 水門 樋門 陸間	—	国東市	レクリエーション施設 海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門・樋門・陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10451	櫛来港海岸 櫛来地区	国東市国見町大字櫛来	1,080 2基		1,100			堤防 樋門 陸間	護岸	国東市	農地	津波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。
	10461	古江漁港海岸 古江地区	国東市国見町櫛来	470 1基		—			護岸 陸間	—	国東市	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10481	岐部港海岸 岐部地区	国東市国見町大字岐部宇尾 迫108番地先 国見町大字岐部宇蔵の上 1943番地先	470		2,100			堤防	護岸 消波堤	国東市	農地 養殖場	津波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。
	10501	衆ノ浦漁港海岸 衆ノ浦地区	国見町大字岐部	130		—			護岸	—	国東市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10521	国東港海岸 小熊毛地区	国東市国見町大字小熊毛	40 2基		1,000			護岸 陸間	護岸 消波堤	国東市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用への影響
	10522	国東港海岸 大熊毛地区	国東市国見町大熊毛	680 3基	+1.00 ～ +8.50	— ～ +5.50		0.43	護岸 陸間	—	国東市	住宅地 海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10531	面木漁港海岸 面木地区	国東市国見町岐部 国東市国見町大熊毛	270 3基		—			護岸 陸間	—	国東市	住宅地 県道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10541	国見海岸 面木地区	国東市国見町大字小熊毛	770 2基		1,000			堤防 樋門	護岸	国東市	農地 国道	高潮や越波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。
	10600	国東港海岸 向田地区	国東市国見町大字向田	—		500			—	緩傾斜護岸 突堤、背堤 人工海浜	国東市	国道 住宅地 海岸林	砂浜の侵食被害や越波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図るとともに、海浜利用に配慮した整備を行う。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・背堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	砂浜の侵食防止 背後地への越波防止	国東半島県立自然公園 周辺環境の保全	海水浴の利用 散策等の利用
	10782	東浦漁港海岸 稲積地区	姫島村稲積	370		—			護岸	—	姫島村	住宅地 県道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10783	東浦漁港海岸 大海地区	姫島村大海	230 3基		—			護岸 陸間	—	姫島村	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10801	姫島港海岸 松原地区	姫島村松原	1,730 1基		—			護岸 緩傾斜護岸 突堤 離岸堤 人工海浜 陸間	—	姫島村	レクリエーション施設 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10802	姫島港海岸 迫崎地区	姫島村大字南	1,610 7基		850			堤防 護岸 突堤 離岸堤 陸間	護岸	姫島村	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用への影響
	10811	姫島海岸 迫崎地区	姫島村宇迫崎	90		—			護岸	—	姫島村	私道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10831	西浦漁港海岸 西浦地区	姫島村宇達磨	380 3基		—			護岸 離岸堤 陸間	—	姫島村	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—

注1）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

注2）計画施設規模は代表堤防高を基準とし、整備にあたっては施設の供用期間における気候変動の影響を踏まえ、施設ごとに個別に決定する。

注3）2100年時点における2℃上昇シナリオを前提とした、計画外力の平均的な値。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置、受益の地域及び施設整備のための検討事項（豊前豊後沿岸 4/6）

ゾーン名	区域番号	配 置						既 設 種 類 ^(注2)	計 画 種 類 ^(注2)	受益の種類		整備の方向性	維持または修繕の方法	施 設 整 備 の た め の 検 討 事 項			
		地 区 名	地 名	既設施設規模		計画施設規模 ^(注3)				地 域	状 況			防護対策に対する 検討事項	環境面に対する 検討事項	利用面に対する 検討事項	
				延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)	延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)										気候変動の影響 による外力の 上昇量 ^(注3) (m)
国 東	10851	北浦漁港海岸 北浦地区	姫島村字北	3,310 18基		260		堤防 護岸 水門 樋門 陸開	護岸	姫島村	住宅地 果道	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門・樋門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	国立公園	漁港背後であるため、漁業活動への影響	
	10621	国東海岸 来浦地区 国見町・国東町	国東市国東町浜	860 2基		1,200		護岸 樋門 陸開	護岸 水門	国東市	農地 国道	高潮や越波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門・樋門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海水浴の利用 散策等の利用	
	10651	国東海岸 浜(奈良原)地区	国東市国東町浜	420		—		護岸	—	国東市	国道 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10663	堅来漁港海岸 堅来地区	国東市国東町東堅来	210 5基		—		堤防 護岸 陸開	—	国東市	海岸林 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10652	国東海岸 羽田地区	国東町大字東堅来字白砂82番1地内及び地先 国東町大字富来浦字太郎丸942番1地内及び地先	1,390		—		護岸 人工リーフ	—	国東市	国道 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10691	国東港海岸 富来浦地区	国東市国東町大字富来浦	1,610		150		堤防 緩傾斜護岸 離岸堤	護岸	国東市	国道 住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海水浴の利用 散策等の利用	
	10692	国東港海岸 富来（長浜）地区	国東市国東町大字富来浦	1,110 1基		500		護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 陸開	護岸	国東市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用への影響	
	10653	国東海岸 富来地区	国東町大字富来浦字長浜2746番地内及び地先 国東町大字北江字清水3347番1地内及び地先	1,890		—		護岸 離岸堤 人工リーフ	—	国東市	国道 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤・人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10711	北江漁港海岸 北江地区	国東市国東町北江	410 3基		—		堤防 陸開	—	国東市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10654	国東海岸 田深（北江）地区	国東市国東町田深	300		—		離岸堤	—	国東市	海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10731	国東港海岸 田深地区	国東市国東町田深	640 1基	+1.00 ～ +8.50	—	+2.00 ～ +5.50	0.43	堤防 陸開	—	国東市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	10732	国東港海岸 国東（王子ヶ浜）地区	国東市国東町大字田深	1,010 7基		550		堤防 緩傾斜堤防 緩傾斜護岸 離岸堤 樋門 陸開	護岸	国東市	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	
	10761	国東海岸 小原地区	国東市国東町大字鶴川字平床1019の2番地先 国東町大字小原字小原1番地先	510 2基		700		堤防 樋門	消波堤	国東市	住宅地 農地 森林	高潮や越波による浸水被害を防止し、背後農地の生産機能維持を図る	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	
	10655	国東海岸 小原地区	国東市国東町小原	730		—		離岸堤	—	国東市	海岸林 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10751	平床漁港海岸 黒津地区	国東市国東町小原	270		—		堤防	—	国東市	工業地 海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	10771	国東・武蔵海岸 重藤地区	国東町大字治郎丸字浜4番地先 武蔵町大字内田字浜252番地先	1,600		—		護岸 離岸堤 潜堤	—	国東市	海岸林 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤・潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
10772	国東・武蔵海岸 内田地区	国東市武蔵町大字池の内字浜52番地先 武蔵町大字内田字浜252番地先	510		2,800		離岸堤	緩傾斜護岸	国東市	海岸林 農地	侵食や越波による浸水被害を防止し、背後農地への被害を防ぐ。自然景観の保全に努め、海水浴等の利用に配慮する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	砂浜の侵食防止 背後地への越波防止	稀少生物・植物の保全 周辺環境の保全	海水浴の利用		
10871	国東港海岸 藤本地区	国東市武蔵町大字古市	980		900		突堤 離岸堤 人工海浜	緩傾斜護岸 突堤 離岸堤 潜堤 人工海浜	国東市	住宅地	松林や砂浜と調和した景観の保全に努め、海浜利用に配慮しながら必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤・潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	稀少生物の保全 自然景観の保全 国東半島県立自然公園特別地域	海水浴の利用 散策等の利用			
10872	国東港海岸 糸原地区	武蔵町大字糸原	1,160		—		緩傾斜護岸 突堤 離岸堤	—	国東市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—		
10921	安岐海岸 塩屋地区	国東市安岐町大字下原字御馬松2747番1地内及び地先 安岐町大字塩屋字ホキ1524番1地内及び地先	1,000		800		離岸堤 人工リーフ	緩傾斜護岸 人工リーフ	国東市	国道 住宅地	まちづくりと一体的な整備をおこない、海水浴やボードサーフィン等の利用に配慮した、海水面の有効利用の確保を図る。	離岸堤・人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 砂浜の保全	海浜植物・生物の保全 自然景観の保全 国東半島県立自然公園	サーフィン利用 ボードサーフィン利用 海水浴利用 周辺整備計画との調整		
10951	杵築海岸 奈多地区	杵築市奈多	5,440		—		護岸 離岸堤	—	杵築市	住宅地 海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—		
10656	国東海岸 白石地区	杵築市白石鼻	870		—		護岸	—	杵築市	海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—		

注1）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

注2）計画施設規模は代表堤防高を基準とし、整備にあたっては施設の供用期間における気候変動の影響を踏まえ、施設ごとに個別に決定する。

注3）2100年時点における2℃上昇シナリオを前提とした、計画外力の平均的な値。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置、受益の地域及び施設整備のための検討事項（豊前豊後沿岸 5/6）

ゾーン名	区域 番号	配 置						既 設 種 類 ^(注2)	計 画 種 類 ^(注2)	受益の種類		整備の方向性	維持または修繕の方法	施 設 整 備 の た め の 検 討 事 項			
		地 区 名	地 名	既設施設規模		計画施設規模 ^(注2)				地 域	状 況			防護対策に対する 検討事項	環境面に対する 検討事項	利用面に対する 検討事項	
				延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)	延長 (m)	代表堤防高 T.P (m)										気候変動の影響 による外力の 上昇量 ^(注3) (m)
国 東	10991	守江港海岸 守江地区	杵築市大字住吉	6,620 4基		4,550		堤防 護岸 緩傾斜護岸 陸間	護岸 突堤 潜堤 養浜 (ヤンドババ ス)	杵築市	レクリエー ション施設 海岸林	白砂青松の保全に努め、周辺施設と一体 となった整備を行う。 津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	海浜の侵食・堆積の防止 背後地への浸水防止	自然景観の保全 保安林指定区域	海水浴の利用 海洋レジャーの利用 散策等の利用	
	10992	守江港海岸 杵築地区	杵築市大字杵築	1,140 3基		—		護岸 樋門 陸間	—	杵築市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門・陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損 傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	—	—	—	
	11001	杵築海岸 杵築地区	杵築市大字片野字嶋崎357 の29番地先 杵築市大字片野字嶋崎359 の1番地先	250 2基	+1.00 ～ +8.50	—	+2.00 ～ +5.50	0.43	堤防 樋門	—	杵築市	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 樋門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	—	—	—
	11061	真那井漁港海岸 真那井地区	速見郡日出町大字真那井字 歌舞路	—		200		—	護岸	—	日出町	漁港 住宅地	高潮や越波による浸水被害を防止し、背 後地の家屋等の生活の安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止	保安林指定区域	海岸の利用は特になし。
	11071	真那井海岸	速見郡日出町真那井	500 1基		—		護岸 水門	—	—	日出町	住宅地 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	—	—	—
	11081	日出海岸 糸ヶ浜地区	速見郡日出町大神	1,410		—		護岸	—	—	日出町	レクリエー ション施設 海岸林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	11091	大神漁港海岸 大神地区	速見郡日出町大字大神	340		950		護岸	護岸	—	日出町	漁港 住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響
別 府 湾	11151	日出港海岸 須崎地区	速見郡日出町大字川崎	1,470 6基		1,450		護岸 陸間	護岸	—	日出町	住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。
	11082	日出海岸 豊岡地区	速見郡日出町豊岡	1,570 7基		—		護岸 陸間	—	—	日出町	住宅地 国道 鉄道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	—	—	—
	11161	豊岡漁港海岸 豊岡地区	速見郡日出町大字平道	810		500		堤防 護岸	護岸	—	日出町	漁港 住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響
	11171	豊岡海岸 平道地区	速見郡日出町平道	280		—		護岸	—	—	日出町	国道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	11181	別府港海岸 関ノ江地区	別府市大字古市	1,980		1,000		堤防 護岸 突堤	堤防 緩傾斜護岸 人工海浜	別府市	国道 商業地 住宅地	散策や海水浴等の利用に配慮した海浜へ のアクセスの確保に努め、必要な防護機能 の確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充 等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	砂浜の侵食防止 背後地への越波防止	稀少生物・植物の保全 自然景観の保全	海水浴の利用	
	11190	亀川漁港海岸	別府市大字亀川東町	—		1,050		—	護岸	別府市	漁港 住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の 安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	漁港背後であるため、漁業 活動への影響	
	11182	別府港海岸 上人ヶ浜地区	別府市大字上人ヶ浜	2,220		—		堤防 護岸 突堤 離岸堤 潜堤	—	別府市	商業地 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤・潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	11183	別府港海岸 餅ヶ浜地区	別府市大字餅ヶ浜	2,970		—		堤防 護岸 突堤 離岸堤 人工海浜	—	別府市	商業地 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	11184	別府港海岸 北浜②地区	別府市大字北浜2丁目	1,480 1基	+1.50 ～ +9.00	—	+3.00 ～ +8.20	0.46	堤防 護岸 潜堤 陸間	—	別府市	商業地 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充 等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	11185	別府港海岸 北浜①地区	別府市大字浜町	1,160		400		堤防 緩傾斜堤防 護岸 突堤	緩傾斜護岸 護岸 離岸堤 潜堤	別府市	商業地 住宅地	港湾利用に配慮し、水産強調型の施設整 備を行う。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤・潜堤・突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 背後地への浸水防止	海生生物・植物の保全 周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	
	11211	大分海岸 田ノ浦地区	大分市神崎	3,340		—		護岸 突堤 離岸堤 人工海浜	—	大分市	レクリエー ション施設 国道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 人工海浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	11212	大分海岸 白木地区	大分市神崎	530		—		護岸	—	大分市	国道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画 的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	11241	大分港海岸 西大分地区	大分市大字生石港町2丁目	310		2,950		堤防	護岸	大分市	住宅地 国道 鉄道 工業地	高潮や津波の越波による浸水被害を防止 し、背後家屋等の生活の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用 への影響	
11242	大分港海岸 住吉地区	大分市大字豊海	2,290		4,200		堤防	護岸	大分市	工業地	高潮や津波の越波による浸水被害を防止 し、背後の工業施設、家屋等の生活の安全 確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。		
11240	大分港海岸 津留地区	大分市大字西ノ州	3,540		6,950		護岸	護岸 消波堤	大分市	工業地	高潮や津波の越波による浸水被害を防止 し、背後の工業施設、家屋等の生活の安全 確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補 充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。		
11243	大分港海岸 鶴崎2号地区	大分市大字中の洲	1,070		7,200		堤防 護岸	護岸	大分市	工業地	高潮や津波の越波による浸水被害を防止 し、背後の工業施設、家屋等の生活の安全 確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。		

注1）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注2）計画施設規模は代表堤防高を基準とし、整備にあたっては施設の供用期間における気候変動の影響を踏まえ、施設ごとに個別に決定する。
注3）2100年時点における2℃上昇シナリオを前提とした、計画外力の平均的な値。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置、受益の地域及び施設整備のための検討事項（豊前豊後沿岸 6/6）																	
ゾーン名	区域番号	配 置							既 設 種 類 ^(注2)	計 画 種 類 ^(注2)	受益の種類		整備の方向性	維持または修繕の方法	施 設 整 備 の た め の 検 討 事 項		
		地 区 名	地 名	既設施設規模		計画施設規模 ^(注3)					地 域	状 況			防護対策に対する 検討事項	環境面に対する 検討事項	利用面に対する 検討事項
				延長 (m)	代表堤防高 T. P (m)	延長 (m)	代表堤防高 T. P (m)	気候変動の影響 による外力の 上昇量 ^(注3) (m)									
別府湾	11244	大分港海岸 鶴崎1号地区	大分市大字一ノ洲	1,160	4,650		0.46	堤防 護岸	護岸 消波堤	大分市	工業地	高潮や津波の越波による浸水被害を防止し、背後の工業施設、家屋等の生活の安全確保を図る。	堤防・護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 消波堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への越波防止 背後地への浸水防止	周辺環境の保全	海岸の利用は特になし。	
	11245	大分港海岸 大在地区	大分市大字大在	870				700	護岸	護岸	大分市	国道 工業地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用への影響
	11246	大分港海岸 坂ノ市地区	大分市日吉原	940				—	堤防	—	大分市	国道 工業地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	11247	大分港海岸 神崎地区	大分市本神崎	1,540				—	護岸	—	大分市	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—
	11251	神崎漁港海岸 神崎地区	大分市馬場	620	—	護岸 離岸堤	—	大分市	漁港 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—			
	11261	佐賀関海岸 幸崎地区	大分市大平	60	+1.50 ～ +9.00	—	+3.00 ～ +8.20	護岸	—	大分市	住宅地 国道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—	
	11291	志生木漁港海岸 志生木地区	大分市大字志生木宇大志生木	410 5基	350	護岸 陸間	護岸	大分市	漁港 住宅地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	稀少生物の保全 保安林指定区域	海水浴利用			
	11262	佐賀関海岸 幸幸地区	大分市志生木	270	—	護岸	—	大分市	住宅地 国道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—	—			
	11320	佐賀関港海岸 古宮地区	大分市大字古宮	—	200	—	護岸	大分市	国道	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	周辺環境の保全	港湾背後であるため、利用への影響			
	11321	佐賀関港海岸 金山地区	大分市大字金山	680 1基	2,100	護岸 陸間	護岸	大分市	住宅地 国道 工業地	津波による浸水被害を防止し、背後地の安全確保を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検等を行ない、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地への浸水防止	自然景観の保全	港湾背後であるため、利用への影響			

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注2) 計画施設規模は代表堤防高を基準とし、整備にあたっては施設の供用期間における気候変動の影響を踏まえ、施設ごとに個別に決定する。
注3) 2100年時点における2℃上昇シナリオを前提とした、計画外力の平均的な値。